

4月から介護予防・日常生活支援総合事業 (総合事業)が始まります。

65歳以上の全ての方が、住み慣れた地域でできるだけ自立した生活ができるよう、身体の状態や必要性に合わせたさまざまな介護予防と生活支援サービスを提供する事業が4月から始まります。

地域の実情に応じて、事業者やNPO、ボランティア団体などさまざまな方が参画し、幅広いサービスを提供することで、地域の支え合いの体制づくりを進めます。

これにより、高齢者の皆さんができる限り介護予防に努め、地域や家庭の中で何らかの役割を担いながら生活できるように支援していきます。



何が変わるの？

介護予防サービスの一部が

「総合事業」に移行します

要支援1または要支援2の認定を受けた方が利用している介護予防サービスのうち、「介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）」と「介護予防通所介護（デイサービス）」が「総合事業」に移行します。

市では、現行のサービスを受けている方が、現在と変わらずにサービスを利用できる体制を保ちながら、4月から新たにサービスを提供していく予定です。

要支援認定を受けている方は

大きな変更はありません

事業の枠組みが変わる以外は、サービス内容などに大きな変更はありません。

料金体系や事業所・提供者が変更になる可能性はありますが、原則現在と同じサービスを利用できます。



平成 29 年 3 月まで

介護サービス(要介護1～5)

変更なし

介護予防サービス(要支援1・2)

変更なし

- 介護予防訪問リハビリテーション
- 介護予防通所リハビリテーション
- 介護予防訪問入浴介護
- 介護予防福祉用具貸与 など

- 介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）
- 介護予防通所介護（デイサービス）

移行

介護予防事業

移行

平成 29 年 4 月から

介護サービス(要介護1～5)

介護予防サービス(要支援1・2)

総合事業

介護予防・生活支援サービス事業

- 訪問型サービス：ホームヘルパーなどによる掃除洗濯などの支援
- 通所型サービス：デイサービスなどに通い、運動やレクリエーションを日帰りで行う

※対象者

- 要支援1・2の方
- 基本チェックリストで生活機能の低下があると判断された方

一般介護予防事業

※対象者 65歳以上の全ての方

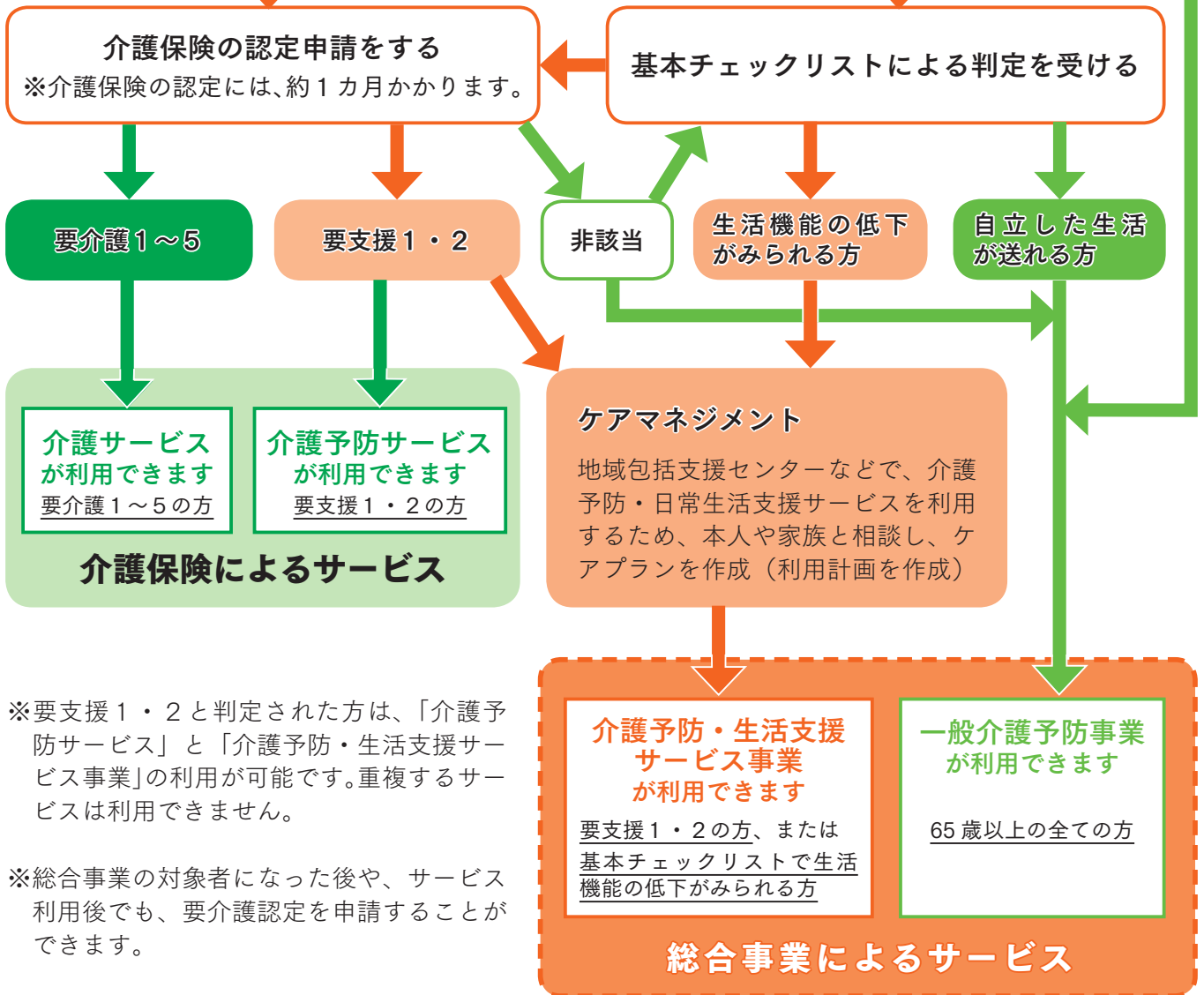
総合事業の利用の手順

65歳以上で生活上で困っていることがある。介護予防に取り組みたいという方は...

スタート 高齢者支援課（地域包括支援センター）に相談する

問い合わせ先

高齢者支援課介護予防包括支援係（中野保健センター内） ☎（22）2111（内線366）



※要支援1・2と判定された方は、「介護予防サービス」と「介護予防・生活支援サービス事業」の利用が可能です。重複するサービスは利用できません。

※総合事業の対象者になった後や、サービス利用後でも、要介護認定を申請することができます。

基本チェックリストとは、日常生活に必要な機能が低下していないかを調べる25項目の質問表です。介護予防・生活支援サービス事業のみを希望する場合には、基本チェックリストによる判定で、サービスを利用できます。

基本チェックリストとは

○現在、要介護認定を受けている方
現在、要介護認定を受けている方は、平成30年3月31日までに順次新制度サービスへ移行します。

○新たに要介護認定を申請する方
平成29年4月1日以降に申請した方から新制度サービスが適用されます。

新制度移行の時期は